

諮問日：平成27年10月26日（平成27年度（最情）諮問第6号）

答申日：平成28年4月14日（平成28年度（最情）答申第2号）

件名：特定年に終結した民事事件等の上告事件及び上告受理申立事件について、
小法廷ごとに、特定の事件数が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成26年中に終結した、民事事件及び行政事件の上告事件及び上告受理申立事件について、小法廷ごとに、持ち回り審議事件と審議室審議事件の事件数が分かる文書」及び「平成26年中に終結した、民事事件及び行政事件の上告事件及び上告受理申立事件について、小法廷ごとに、調書決定（民事訴訟規則50条の2）で終結した事件数が分かる文書」（以下、これらの文書を併せて「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件各開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年8月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

元最高裁判所判事の著作には、在職中に正式に審議された事件数が記載されているから、最高裁判所は、少なくとも審議室審議事件の事件数が分かる文書を作成しているといえる。

また、事件管理をバーコードでしていることからすれば、最高裁判所は、調書決定で終結した事件数が分かる文書を作成しているといえる。

さらに、最高裁判所事件管理システム（以下「事件管理システム」という。）というものが存在することからすると、事件管理システムによって様々な統計資料が作成されているといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書等によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件各開示申出文書はいずれも作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は妥当である。

2 理由

(1) 事件管理システムには、個々の事件が期日審議（苦情申出人において「審議室審議」としているもの。以下「期日審議」という。）又は持ち回り審議のいずれの方法で行われたという情報は、入力する項目はないから、事件管理システムからこれらの件数を抽出することはできない。

また、持ち回り審議と期日審議は、審議の在り方に差異があるにすぎず、いずれも審議であることに変わりはないため、統計報告の対象としていない。

(2) 事件管理システムには、個々の事件が調書決定で終結したかどうかの情報を入力する項目がないから、事件管理システムから調書決定の件数を抽出することはできない。

また、調書決定か決定書による決定かは、決定書の方式の差異にすぎず、統計報告の対象としていない。

(3) したがって、本件開示申出に係る情報を記録した文書は存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成27年10月26日 諮問の受理

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受 |
| ③ 同年11月2日 | 苦情申出人から意見書及び資料を収受 |
| ④ 同月11日 | 審議 |
| ⑤ 同年12月24日 | 最高裁判所事務総長から意見書を収受 |
| ⑥ 同月25日 | 審議 |
| ⑦ 平成28年1月15日 | 最高裁判所事務総長から資料を収受 |
| ⑧ 同年2月5日 | 審議 |
| ⑨ 同月26日 | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を収受 |
| ⑩ 同年3月7日 | 審議 |
| ⑪ 同年4月11日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件各開示申出文書の開示を申し出たものである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書はいずれも作成し、又は取得していないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件各開示申出文書が本当に存在しないか不明であると主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を妥当としている。

そこで、本件各開示申出文書の存否について検討する。

- 2 最高裁判所事務総長の説明によれば、持ち回り審議と期日審議の事件の数及び調書決定で終結した事件の数は、いずれも、最高裁判所における事件管理システムには入力項目がなく、統計報告の対象ともされていないのであって、他にこれらに係る事件数は把握していないから、本件各開示申出文書はいずれも作成し、又は保有していないとのことである。

そこで検討すると、最高裁判所事務総長から提出された資料を見分した結果によれば、事件管理システムの入力画面には、個々の事件が持ち回り審議又は期日審議のいずれの方法で行われたかについてや、調書決定で終結したか否か

についての入力項目がないことが認められるから、事件管理システムから持ち回り審議の事件の数，期日審議の事件の数及び調書決定で終結した事件の数を把握することはできないと認められる。また，これらの事件の数は，いずれも統計報告の対象ともされていないことが認められ，他に，これらの事件の数を把握する方法があることはうかがわれない。

そうすると，最高裁判所事務総長の上記説明は合理的というべきである。

したがって，最高裁判所において，本件各開示申出文書を保有しているとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから，本件各開示申出文書をいずれも作成し，又は取得していないとして不開示とした原判断については，最高裁判所において，本件各開示申出文書を保有しているとは認められないので，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人